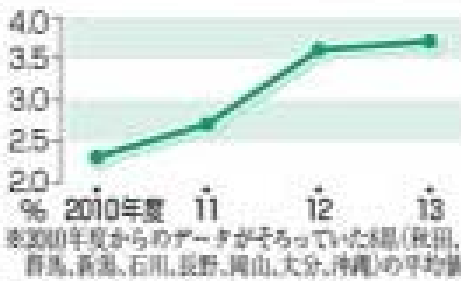


# 10～13年度 障害基礎年金

## 停止や減額6割増

### 大分など8県 支給を抑制か

国の障害基礎年金を受け取っている人が15年ぶりの更新時に支給を打ち切られたり、金額を減らされた



障害基礎年金の停止・減額件数の割合

※2010年度からのデータがそろっていた8県(秋田、群馬、新潟、石川、長野、岡山、大分、沖縄)の平均値

年金機構は「支給を絞る意図はない」と説明しているが、障害年金の審査をする医師(認定医)や年金相談に当たる社会保険労務士

りするケースが2010～13年度の4年間で6割増えていたことが4日、分かった。支給実務を担う日本年金機構が開示したデータのうち、10年度以降の分がそろっていた8県について調べた結果、判

明した。

(4面「関連記事」)

年金機構は「支給を絞る意図はない」と説明しているが、障害年金の審査をする医師(認定医)や年金相談に当たる社会保険労務士

からは「受給者増加に伴い、機構が支給を抑えようとしているのではないか」との指摘が全国各地で以前から上がっている。障害者の生活を支える年金が恣

意(しい)に減らされている可能性がある。「障害年金の停止や減額が増えている」との見方は障害者団体の間にもあったが、データが明らかになるのは

初めて。

170万人以上が受け取る障害基礎年金は、都道府県ごとに置かれていた年金機構の事務センターが審査している。年金機構は更新に関するデータを一律に取っておらず、共同通信が情報公開請求したところ、独自に集計している事務センターについて、09～13年度のデータを開示した。13年度は17道県のデータがあったが、09年

度は4県にとどまっていたため、10年度以降

について審査件数全体に占める支給停止と減額の割合を調べた。

のデータがある秋田、石川、大分など8県に

# 障害基礎年金停止・減額

## 自立心くじく恐れ

解説

4日明らかになった。かつて1・3倍近く増えた障害基礎年金の停止・減額問題をめぐって、初めて支給を申請した人についても、認められない割合が2010年度から12年度にかけて1・3倍近く増えている。日本年金機構は、なぜ未支給や停止、減額が増えているのかを説明できていない。

年金が支給されるべき人に支給されないのはもちろん問題だが、既に受け取っている人が停止や減額となると生活に与える影響は格段に大きい。

障害者は最低賃金が適用される仕事に就いていても、月10万円程度の給与のことが多い。福祉的就労である作業所の場合、工賃は月1万〜2万円程度だ。その中で月約6万〜8万円の年金が止められたらどうなるか。何の前触れもなく「停止しました」といった通知が届き、理由の説明はないに等しい。自立を願う障害者は多い。障害年金はその基礎となるものだ。暮らしの支えが突然失われたら、自立の心をくじいてしまいかねない。年金機構の現場の担当者には障害者の生活実態に対する想像力が求められる。

## 突然の停止納得いかず理由説明なく



障害年金停止に対する不服申し立ての棄却文書を見つめる広島市の男性。2014年9月、東京都千代田区

生活の糧である障害年金が突然、打ち切られたり減らされたりする例が増えていることが分かった。働く障害者が増えてきたとはいえ、少ない収入で暮らす人がまだまだ多いのが現状だ。停止や減額の通知には詳しい理由の説明がなく、多くの人が納得できない気持ちを抱えている。

「障害の状況が、年金を受け取れる程度ではなくなったため、年

金の支払いを停止しました」

広島市の男性(60)の自宅に突然、こんな通知が郵送されてきたのは2013年12月のことだ。男性はパーキンソン病で左半身を動かすのが不自由になり、11年から3級の障害厚生年金を月額約6万7千円受け取っていた。妻の副作用で障害はやや悪化したように感じていたが、更新によって支給を止めら

れた。日本年金機構の都道府県事務センターごとに審査される障害基礎年金と違って、障害厚生年金の場合は機構本部が一括で審査する。だが支給を絞る傾向は同じで、減額された人だけでもその割合は10年度の1・7%が12年度には2・2%、13年度(14年1月末現在)は1・9%と少し下がったものの、増加気味だ。

男性は機構の出生機関である年金事務所に停止の理由を問い合わせたが、満足な回答を得られない。不服を申して詳しく説明すると、審査委員は「そう断は適正だったのか。男性は今も依然として」と早くも伝えるべきだ」と苦言を呈した。

不服申し立ては棄却されたが、男性は14年5月に障害年金を再び請求したところ、認め

得られない。不服を申し立て、厚生労働省に置かれる社会保障審査会まで争った。

ようやく理由が明らかになったのは、申し立てから9カ月後、審査会の席上だった。厚生労働側が支給基準について詳しく説明する

た。人と動物それぞれが互いの駒地を敵った際に表彰するための基金を創設し、これまでの出版収入や小嶋光留社長の出資計1千万円を充てることも発表され、たまが総裁に就任した。

たまはファンら約300人に囲まれる中、辞令を交付されると何度も「ニャー」と元気な鳴き声。小嶋社長は「動物との共生社会をアピールしたい」とあいさつした。

表彰は2部門に分かれ、全国を対象にした最高位「総裁賞」には、ネコの鳴き声「にゃんにゃん」にちなみ2万円が贈られる。



和歌山電鉄の真志駅で開かれた就任8周年を祝う式典で、ファンらに囲まれる「たま」駅長(右)。左は部下の「ニタマ」。4日午前、和歌山県紀の川市

## たま駅長8周年祝い

和歌山電鉄 基金総裁にも就任

三毛猫の「たま」が電鉄貴志川線の貴志駅(和歌山県紀の川市)で4日、就任8周年

# 年金障害 支給判定に新指標

## 厚労省 地域差6倍是正へ 今夏策定

厚生労働省は14日、

厚労省が2010〜

は、この項目で異なる大きな影響を与えてい

国の障害年金を申請して不支給と判定される人の割合に都道府県間で最大約6倍の差があったとの調査結果を発表した。精神障害と知的障害について異なった目安で審査していたことが主な原因として、不公平があったことを初めて公に認めた。同省は、是正へ向け専門家の検討会を2月にも設置し、今夏をめぐりに客観的な判定指標を策定する。

12年度の3年間を対象に、都道府県ごとの不支給割合を調べた結果、最高の大分(24・4%)と最低の栃木(4・0%)の間で6・1倍の差があった。不支給割合が高かったのは、大分に続き茨城、佐賀、兵庫の順だった。愛媛の不支給割合は9・6%。決定件数は1451件、不支給件数は139件だった。

運用が判明。不支給割合が低い10県では、障害程度が軽い方から2番目の段階以上を支給の目安としていたが、不支給割合が高い10県は3番目以上でないと言及しないという、より厳しい目安だった。

精神、知的障害者の団体からは「仕事に就くと不利に判定されているのではないかと」との指摘があったが、診断書に就労状況を記入しているかどうかで不支給割合に大きな違いはなかった。

多くの人が受け取る障害基礎年金は、支給実務を担う日本年金機構の都道府県事務センターごとに審査してい

審査に使われる診断書に5段階構成の「日常生活能力の程度」という項目がある。10、12年度のサンプル調査で

精神、知的障害では、支給申請全体のうち約3分の2が精神、知的障害の人からで、これらの障害に関する審

査のばらつきが全体に

は、この項目で異なる大きな影響を与えてい

精神、知的障害者の団体からは「仕事に就くと不利に判定されているのではないかと」との指摘があったが、診断書に就労状況を記入しているかどうかで不支給割合に大きな違いはなかった。

『支給判定に新指標』  
2015.01.15愛媛新聞

障害年金の不公平認め  
厚生労働省は14日、国の  
障害年金を申請して不公平給  
と評された入る人の割合に都  
道府県間で最大約の倍の差  
があったと公表。精神疾患  
と知的障害は1.7倍、聴覚は  
1.5倍、視覚は1.4倍とあり  
が主因と1.7倍、不公平があ  
ったと1.4倍を認めると認め  
た。

# 障害年金 公務員に有利

## 支給条件 格差 半世紀以上か

病气やけがで一定の障害のある人が受け取れる国の障害年金で、支給の条件に官民で格差があることが16日、分かった。自営業者らの国民年金と会社員向けの厚生年金では、障害のもとになった傷病で初めて医療機関にかかった「初診日」がいつかを証明できなければ不支給となる。だが、共済年金に加入する国家公務員と一部の地方公務員は、本人の申告だけで支給が認められていた。

生年金の加入者は日本年金機構が、公務員は各共済組合や組合の連合会が審査している。年金機構は、初診日が証明できなければ「どの制度の加入期間だったか分からない」として原則、申請を却下。医療機関のカルテが保存義務は5年間に限られており、症状が徐々に悪化した場合などでは、初診日の証明は

難しい。過去にさかのぼっての支給は認めないものの、申請の翌月分から支給する。地方公務員では、共済組合ごとに初診日の取り扱いが異なり、一部は本人の申告に基づき支給を認めている。政府は今年10月に予定される厚生年金と共済年金の一元化に合わせ、公務員にも初診日の証明を求める方針。だが、既に支給・不支給の決定を受けた人の間で不公平な状態は解消されない。

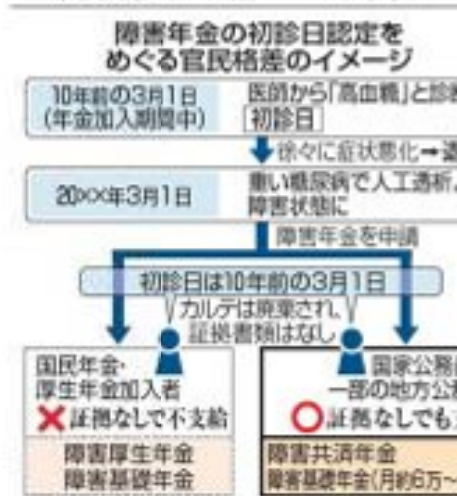
制度の根本改革を日本障害者協議会の藤井克徳代表の話。初診日を証明できないなどの理由で、大勢の障害者が命綱である年金を絶たれている。他方、公務員が特権のごとく優遇されている

不公平なはずだ。厚生労働省年金局の話。制度の運営が分かっているため、初診日の取り扱いに違いが生じた。公務員は就職から退職まで勤める。ことが多く、人事記録が保存されているなどの特徴もある。初診日の審査は公務員共済でも適正になされ、結果としては不公平は生じていないと信じている。

「こうした不公平な官民格差は関係省令の違いが原因で、半世紀以上続いてきたとみられる。民間も公務員と同じ取り扱いであれば、より多くの人が障害年金を受け取れていた可能性がある。」

初診日は障害年金の支給が不支給かを左右する重要な要素。国民年金などの加入者は最初の受診から何年も過ぎて重症化した後に支給され、国民年金と厚生年金受給の「高い壁」

障害年金 公的年金の加入制度に応じて障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金があり、受け取るには障害の程度や保険料納付期間など要件を満たす必要がある。「基礎」は2階建ての公的年金制度の1階部分に当たり、支給額は障害の程度が1級で月8万5000円、2級で月6万4000円。障害年金受給者の多くが受け取る「厚生」と「共済」は2階部分に当たり、支給額は加入期間や納めた保険料の額によって異なる。2012年度の受給者は、基礎と厚生で計約198万人、共済は約3万8千人。



「カルテは廃棄され、証拠書類はなし」

# 申請に初診日証明の壁

## 障害年金 官民で格差

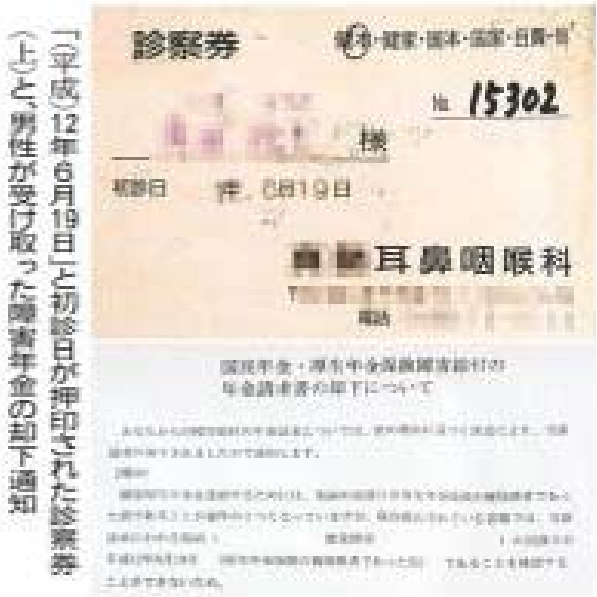
『申請に初診日証明の壁』  
2015.03.17 愛媛新聞

「初診日を証明できなければ、障害年金は受け取れない」。障害年金を扱う現場では「常識」として語られ、多くの加入者が初めて医師の診察を受けた日を明らかにすることができずに涙をのんできた。公務員は本人の申告だけでも認められ、公的年金制度の財政構造上、みんなが出し合っているお金を有利な条件で受け取っているという点からも不公平と言える。

(1面参照)

「みんな、初診日の証るはず。公務員は自己申告、怒り狂うでしょう。明にさんさん苦労して、告でOKなんて知ったね」。静岡県内に住む聴覚障害の男性(63)は「官民格差」に憤る。

### 診察券も却下



男性は幼少期にけがで左耳の鼓膜を破り、大人になってから両耳とも難聴に。48歳だった2000年に身体障害者手帳を取得するため、当時住んでいた神奈川県内の耳鼻咽喉科を受診した。身体障害者手帳は交付されたが、役場では年金のことは何

## カルテ破棄 受給断念も 公務員は本人申告でOK

も知らされなかった。仕事を続けるのは難しく、60歳を迎えた12年、老齢年金の手続きに訪れた年金事務所で制度の存在を知り、障害年金を請求した。00年にかかった耳鼻咽喉科は既に廃院。カルテや当時の診断書は入手できなかった。男性は(平成)12年(00年)6月19日と初診の日付が押印された診察券を保管しており、これを証拠として提出した。

「初診日の条件に阻まれ年金を受け取れなかつた。早稲田大の菊池教授(社会保険法)は、一般論として『提出された書類では、初診日を確認できない』として請求を却下。男性は不服を申し立てたが通らず、諦めたものの、依頼していた社会保険労務士の説得で再申し立てをした結果、ようやく支給が認められた。年金が支払われたのは、14年1月。最初の請求から実に1年半がたった。男性は現在、月約12万円を合わせた加入者全員の保

「お手盛りで」 井坂さんは「公務員がなり、14年秋に退職した。一年金がなかったら生活は苦しかったと思う。私にはまだよかったが、多くの人が初診日を証明できないのは、何ら本人の責任ではない。政府には、国民が納得できるように説明してもらいたい」と批判する。

法的な側面からはどうか。早稲田大の菊池教授(社会保険法)は、一般論として「年金制度は別々に分かれており、運営主体が異なる」として「年金と障害年金の間で、初診日証明の条件が異なることを認めるまで」として「官民の取り扱いは異なる」として「同一に適用されるべきではない」として「初診日証明の条件が異なることを認めるまで」として「官民の取り扱いは異なる」として「同一に適用されるべきではない」として「初診日証明の条件が異なることを認めるまで」

「初診日を証明できない」として請求を却下。男性は不服を申し立てたが通らず、諦めたものの、依頼していた社会保険労務士の説得で再申し立てをした結果、ようやく支給が認められた。年金が支払われたのは、14年1月。最初の請求から実に1年半がたった。男性は現在、月約12万円を合わせた加入者全員の保

# 障害年金判定 地域差昨年まで放置

## 厚労省 11年に認識 報道後対応

国の障害年金を申請して不支給と判定される人の割合に最大6倍の地域差がある問題で、厚生労働省が遅くとも2011年に問題

を認識しながら昨年まで実態を調査せず、支給実務を担う日本年金機構の対策が後回しになっていたことが10日、共同通信の情報公開請求に対して開示された会議録で分かった。地域による判定のばらつきは昨年、共同通信の取材で判明。厚労省と年金機構が対応に

乗り出したのはその後で、今年2月に専門家の検討会を設置し、客観的な判定指標の策定などを進めている。多くの人が受け取る障害基礎年金では、年金機構の都道府県事務センターが各地の医師（認定医）に審査を委託しており、機構は11年11月、全国の認定医を集めた会議を都内で開催した。

条件となり、国民、厚生年金の加入者は証拠書類を提出しなければならぬが、国家公務員と一部の地方公務員は自己申告だけで認められるという官民格差がある。

開示された議事録によると、会議に出席した厚労省の担当者は「同じ障害の状態であるにもかかわらず、地域によって（等級）の判定が違ふことがあり」と指摘。さらに、各事務センターで審査する障害基礎年金と、機構本部が一括で扱う障害厚生年金の間でも違いがあることに触れ、「国民（基礎）年金、厚生年金で異なる判断をしているのはまずい」との認識も示していた。

担当者は「認定の均一化が最重要課題」として、判定にばらつきが出ないよう審査基準の改正と年金機構の事務運営の見直しを図る考えを表明。しかし厚労省は基準改正は実施したもの、実態を把握するための調査には乗り出さず、事務運営見直しは進まなかった。

対し「業務の優先順位があり、何もかもはできなかった」と話している。障害基礎年金をめぐっては、審査件数全体に占める不支給判定の割合が、10～12年度平均で最高の大分県（24・4％）と最低の栃木県（4・0％）で6・1倍の開きがあることが分かっている。

この担当者は取材に

障害年金審査

# 不要項目の記入要求

## 兵庫のセンター 家族名や就労状況

日本年金機構が都道府県ごとに置いている事務センターの一部が、障害年金の支給審査で独自の調査用紙をつくり、兵庫では申請者に対し、同居家族の名前や就労状況など審査に関係ないはずの項目まで記入を求めていることが12日までに、分かった。

兵庫は厳しい審査で知られ、家族の収入などを不支給の判断材料にしている可能性がある。年金機構内部からも「不適切だ」と疑問視する声が上がっており、機構本部は、兵庫

をほしめ全国の事務センターの事務運営に関する実態を調べる方針。独自の調査用紙の使用が判明したのは兵庫のほか、東京のセンター。多くの人が受け取る障害基礎年金では、不支給と判定される人の割合に都道府県間で最大6倍の差があり、各センターのこうした事務運営の不統一も一因とみられる。

調査用紙は2都県とも対象が精神・知的障害者で、通常の申請書類を受け付けた後、追加調査が必要な人に個別に送付。食事や掃除

といった日常生活がどの程度できるか、勤務先や仕事の内容などの記入を求めている。兵庫の用紙は「日常生活申立書」との名称

で、同居人の「氏名」「職業」「就労や生活の詳細」の欄があるが、他県のセンター職員は「審査には関係ないはず」と指摘。別の元職

員は「詳しく調べて年金額を増やすことはまずなく、結果的に支給停止や減額の判断材料になっていた」と話す。

年金機構の2012年度のデータによれば、精神・知的障害者に限ると、兵庫では障害年金の審査を受けた人の56%が不支給になっており、群を抜く高い割合で全国一。

年金機構本部は東京の調査用紙は問題ないとみているが、兵庫については「同居人の情報は審査に必要ない可能性がある」として確認している。

日本年金機構四国ブロック本部愛媛事務センター(松山市)によると、障害年金の支給

審査に関し県内では法定の審査しか行っておらず、独自に家族の収入などを調査することはないとしている。

日本年金機構の体制不祥事が相次ぎ廃止された社会保険庁の後継組織として2010年1月に発足した日本年金機構は、国からの委託で公的年金の保険料徴収や記録管理、給付実務などを担う公法人。組織の構造は、本部(東京)をトップに

国(9カ所)、都道府県事務センター、年金事務所(全国312カ所)となっている。事務センターは一部が集約化されており、全国で44カ所。障害基礎年金の場合、市区町村役場や年金事務所申請を受け付け、書類が事務センターに送られ審査

以下、ブロック本部(全)

される。